

組織規約

制定：平成 25 年 7 月 18 日

改正：平成 27 年 3 月 31 日

改正：平成 28 年 3 月 31 日

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本規約は、「スマートライフジャパン推進フォーラム」の運営について定める。

(目的)

第 2 条 家庭におけるエネルギー消費の一層の削減のために、省エネ家電の普及に加えて、「エネルギー消費の見える化」による消費者意識の向上を図り、創エネ・蓄エネ機器等を組み合わせるなかで、エネルギーを無理なく、効率的に、上手に利用する「スマートライフ」の実現について、関係者が連携し、日本全体が一体となって普及を促進していくことを目的とする。

(名称)

第 3 条 本組織の名称は、「スマートライフジャパン推進フォーラム」とする。

(事務所)

第 4 条 本組織は、東京都に置く。

(事業)

第 5 条 本組織の事業は、第 2 条の目的を達成するために、次号に掲げる事業を行う。

- (1) スマートライフの普及促進のための事業活動を計画
- (2) キャンペーンロゴ及び統一標語の制定並びに運用
- (3) スマートライフの広報及びイベントの実施
- (4) スマートライフに関する情報収集と提供
- (5) スマートライフ関連市場拡大へ向けたロードマップの策定
- (6) ロードマップの実現に向けた活動内容の策定と実施

第 2 章 会員

(会員の資格)

第 6 条 本組織会員の資格は、スマートライフに関する製品・サービス等の開発・製造又は流通・販売の事業を営む法人及びこれらを構成員とする団体、若しくは、本組織の主旨に賛同する法人又は団体とする。

(入会)

第 7 条 前条に定める会員の資格を有する者は、別に定める手続きを経て会員になることができる。

(退会)

第 8 条 会員が本組織を退会しようとする時は、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - (2) 所定の様式による退会届をもって退会したい旨を届け出たとき。

(会費)

第 9 条 会員は、本組織に入会する際に特段会費を納入する必要はない。なお、今後事業を遂行していく中で、必要となる際は、運営委員会にて、その必要性から検討することとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は「運営委員会」及び「ワーキンググループ」等とする。

2 会議の議長は、「運営委員会」においては委員長、「ワーキンググループ」においては主査がこれにあたるものとする。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、製造事業者、小売事業者、消費者、及び、関係団体の実務代表者で構成する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 運営委員会は、適宜開催することとし、本組織の事業及び運営に関する事項について審議する。

(ワーキンググループ等)

第12条 ワーキンググループ等の構成員は、テーマに従って関連の深い会員から選出する。

2 選出された構成員の中から、主査及び副主査を選任する。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 本組織の業務を処理するため事務局を設置する。

第5章 その他

(規約の改定)

第14条 本規約は、運営委員会の決議により改定することができる。

(活動の見直し)

第15条 本組織は、5年後(平成30年3月31日)に活動を見直すこととする。

(附則)

この規約は、設立総会の開催をもって適用することとし、1期目は平成26年3月31日までとする。

なお、2期目以降は4月1日から1年間の期間を定める。